

# 警察庁におけるサイバー人材及びデジタル人材の確保・育成計画 (概要版)

## はじめに

政府全体として「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現を目指してデジタル改革を強力に推進する中、サイバー空間は、地域や年齢等を問わず、全国民が参画し、重要な社会経済活動が営まれる公共空間へと変貌を遂げ、今やサイバー空間においても実空間と変わらぬ安全安心を確保することなくして、国民が安心して暮らせる社会を実現することは不可能である。そのため、サイバー空間の脅威への対処機関としての警察の質的・量的な能力向上は引き続き重要な課題である。

同時に、日本社会が直面する人口減少や急速な高齢化、国際化の進展等の変化に適応し、新たに生じる又は変容する治安上の課題に適切に対処するための効率的な警察運営の実現には、サイバーセキュリティ対策と情報システムの適切な開発・運用及びこれらと一体となった業務改革を推進することも永続的な課題である。

警察庁では、警察通信、情報の管理、犯罪の取締りのための情報技術の解析等を担わせるため、従前から警察官とは別に総合職及び一般職の技術系職員を採用し、警察大学校附属警察情報通信学校（以下「警察情報通信学校」という。）における教育訓練等を通じて、警察が必要とする能力や高度な専門的知識・技能を有する人材の育成・充実も図ってきた。加えて、令和7年4月、警察大学校にサイバー警察教養部を新設し、警察がサイバー空間の脅威に関する的確な捜査活動を行うための研修の拡充を図るなど、人材育成体制を拡充してきたところである。

本計画は、これまでの取組を踏まえつつ、昨今の社会情勢をめぐる課題に適切に対処するため、警察庁におけるサイバー空間の脅威への対処を担う人材（以下「警察庁サイバー人材」という。）及び効率的な警察運営の実現に向けたデジタル改革等を担う人材（以下「警察庁デジタル人材」という。）の確保・育成の一層の強化を図ることを目的として策定したものである。

警察庁では、本計画の着実な実施に向けて取り組むものとし、警察庁サイバー人材及び警察庁デジタル人材の確保・育成状況等を踏まえ、必要に応じて、適切かつ柔軟に本計画の見直しを行っていく。

## 1 体制の整備と人材の拡充

### (1) 体制の整備

警察庁では、サイバー空間の脅威への対処及び効率的な警察運営の実現に向けたデジタル改革等を担う体制整備に努めているところ、極めて深刻なサイバーセキュリティ情勢やデジタル改革への適切な対応の必要性等昨今の情勢を踏まえ機構・定員要求を行う。

### (2) 人材の拡充についての方針

警察庁においては、従前からサイバー空間の脅威への対処やデジタル化に係る高度

な人材の確保・育成に努めてきたところ、サイバー分野・デジタル分野において取り扱う技術が高度化・専門化する中で、各分野の取組をより一層推進するため、以下の方針の下に人材を拡充させていくこととする。

技術系職員の採用活動については、これまで、国家公務員採用総合職試験（院卒・大卒程度）、国家公務員採用一般職試験（大卒程度・高卒者）の技術系区分（高卒者については技術区分）を中心に行ってきた。こうした中、サイバー分野・デジタル分野それぞれにおいては、より高度な技術力が求められるポストも多数存在することに鑑み、令和7年3月7日付けで通達した、情報通信部門において取り組むべき施策を明らかにしたサイバー人材の確保・育成方針等に基づき、以下に示すとおり、令和8年度から警察庁において新たに「サイバー採用」や「デジタル採用」を、地方機関において「情報処理技術者選考採用」を予定するなど、引き続き、各分野に素養のある者に係る採用を強化していくこととする。

① サイバー採用

サイバー事案に対し高度な対処能力を有するサイバー人材の重要性を受け、即戦力となるサイバー人材を確保する観点から、専らサイバー事案の対処等に係る事務に従事する技術系職員の採用を予定している。

② デジタル採用

情報システムの活用による警察活動の合理化・高度化をより一層推進するため、デジタル部門の技術的な事務に専門的に従事する技術系職員の採用を予定している。

③ 情報処理技術者選考採用

地方機関において、犯罪捜査における技術的支援・サイバー事案への対応や情報ネットワークシステム等の情報通信基盤の構築・運用に係る事務に従事する情報処理技術者の採用を予定している。

技術系職員の育成については、採用後、警察情報通信学校における技術初任教養を通じて、サイバー空間の脅威への対処や警察業務のデジタル化施策の推進等に必要な基礎的知識・技能を習得させた上で、各種専科教養、他省庁の研修や教育機関等に委託した訓練等を活用した体系的な教養・研修のほか、職場での業務を通じた訓練（OJT）等により、専門的知識・技能を習得させるものとする。

なお、警察庁サイバー人材の育成について、警察大学校サイバー警察教養部における教養や高度な技術及び教育環境を有する民間企業による高度な研修の受講等により、サイバー空間の脅威への高度な対処能力を有する人材の育成・拡充に努めていくこととする。また、警察庁デジタル人材の育成について、最新の技術に関する知識・技能等を習得させるための研修環境を警察庁で用意することが困難な場合についても、必要に応じ民間企業が提供する研修等を通じてその習得に努めており、引き続きこうした研修等の活用を図ることも通じて、高度な専門的知識・技能を有する人材の育成・拡充に努めていくこととする。

## 2 有為な人材の確保

技術系職員の新卒採用については、令和5年度以降の国家公務員採用総合職試験のデジタル区分及び国家公務員採用一般職試験のデジタル・電気・電子区分を含めた技術系区分の合格者を中心に、政府デジタル人材候補として、毎年度100名程度採用する。

また、上述のとおり、令和8年度から、新たに「サイバー採用」、「デジタル採用」及び「情報処理技術者選考採用」を予定している。

さらに、民間企業等における実務経験を有する人材を確保するため、中途採用を継続的に実施することとする。

なお、採用に当たっては、警察庁における一般行政事務への志望のみならず、サイバー空間の脅威への対処やデジタル改革に向けた取組への意欲のほか、これまで経験した業務内容及び保有する資格等を引き続き確認することとする。

## 3 政府デジタル人材育成支援プログラム

### (1) 研修

#### ① デジタル庁及びNCO等が主催する研修の活用

警察庁では、一般的なITスキルや電子政府に関するものなど、政府機関に共通する知識・技能に関する研修については、デジタル庁等において用意する研修を活用している。また、現に統括部局や社会的な影響の大きいシステムを所管する部局で勤務している職員については、デジタル庁及び国家サイバー統括室(NCO)等が主催する「政府デジタル人材」候補者向け研修へ積極的に参加させるとともに、それら以外の職員についても、積極的な受講を推奨している。

#### ② 資格試験等の合格又は修了に向けた取組

警察庁デジタル人材等の確保・育成等に向け、スキル認定要件の一つである公的資格試験等の合格又は修了の目標人数を設定の上、デジタル庁等が主催する研修の受講を奨励している。

### (2) 出向等

#### ① 各種政府機関への出向

警察庁では、政府全体のシステム整備に係わる戦略についての実践的な業務を経験させるためにデジタル庁に職員を、サイバーやIT・セキュリティに関する実践的な業務を経験させるためにNCOに職員を派遣又は出向させている。

#### ② 国内外の大学院等への派遣

サイバーセキュリティに関する体系的な知識及び技術や実践力等を持つ高度な人材の育成を目的として、国内のサイバーセキュリティ分野の研究が盛んな大学院に職員を入学させ、専門知識・技能を習得させることで、組織の技術レベルの更なる伸長を推進することとしている。

海外派遣に関しては、サイバー空間の脅威への対処に資する解析技術の習得等を目的とし、最先端の研究を行っている学術機関に職員を派遣しており、今後も継続して派遣を行うこととしている。

### ③ 民間企業への派遣

民間企業への派遣に関しては、不正プログラム解析等の技術的なノウハウや知見の蓄積等を目的とし、情報通信関連企業及びサイバーセキュリティの分野で先端的な取組を推進する企業へ職員を派遣しており、今後も継続して派遣を行うこととしている。

### (3) スキル認定

政府デジタル人材の確保・育成のため、令和7年4月17日に改定した政府デジタル人材のスキル認定に関する内部事務取扱要領に基づき、スキル認定事務を推進する。

スキル認定基準の見直しにより、今年度末でスキル認定を失効する者が多く見込まれる中、警察庁では、スキル認定失効見込み者に今年度末でスキル認定が失効することを複数回周知する、資格試験対策講座やバウチャーチケットの制度について広報するといった取組を行うことで、スキル認定者を安定的に確保するものとする。

## 4 人事ルート例

### (1) 全体的なキャリアパス像

警察庁では、サイバー空間の脅威への対処及び情報システムの適切な開発・運用をはじめとした効率的な警察運営の実現に向けたデジタル改革に取り組む体制の整備に必要な知識・経験を有する職員を確保・育成していくこととしている。

こうした観点から、警察庁サイバー人材及び警察庁デジタル人材それぞれについて、警察庁採用後に想定されるキャリアパス及びキャリアパスに含めることが想定される部署と役職の一例はそれぞれ次のとおりである。

なお、職員の人事配置に当たり、専門分野に特化した高度な知識及び技能を有する職員となり得る者については、対処能力の継続的な強化や中核的な役割を担う職員の育成の観点から、長期配置となることも念頭に置いた人事管理を行うこととする。

#### ① 警察庁サイバー人材のキャリアパス像

##### ○ キャリアパス（一般職を想定）

| 採用   |  | →                   |                       |                |
|------|--|---------------------|-----------------------|----------------|
|      | 本庁係員・主任クラス<br>(3年目頃～)  | 本庁係長クラス<br>(10年目頃～) | 本庁課長補佐クラス<br>(16年目頃～) | 管理職<br>(33年目頃) |
| 研修   | <ul style="list-style-type: none"> <li>警察情報通信学校、警察大学校、管区警察学校等への入校</li> </ul>   |                     |                       | -              |
| 所属部署 | <ul style="list-style-type: none"> <li>管区・府県情報通信部情報技術解析課</li> <li>警察庁サイバー警察局                             <ul style="list-style-type: none"> <li>サイバー企画課</li> <li>サイバー捜査課</li> <li>情報技術解析課</li> </ul> </li> <li>警察大学校                             <ul style="list-style-type: none"> <li>サイバー警察教養部</li> <li>サイバーセキュリティ対策研究センター</li> <li>警察情報通信学校情報技術解析教養部等</li> </ul> </li> <li>関東管区警察局サイバー特別捜査部</li> </ul> |                     |                       |                |
| 出向等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県警察サイバー部門、NCO等他省庁</li> </ul>   |                     |                       |                |

##### ○ キャリアパスに含めることが想定される部署と役職（総合職・一般職を想定）

| サイバー空間の脅威への対処について経験することが想定される課室と役職  |                          |
|---|--------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁サイバー警察局                             <ul style="list-style-type: none"> <li>サイバー企画課（サイバー事案防止対策室を含む。）</li> <li>サイバー捜査課</li> <li>情報技術解析課</li> <li>（高度情報技術解析センター及びサイバーテロ対策技術室を含む。）</li> </ul> </li> </ul> | 課長、所長、室長、企画官、理事官、課長補佐、係長 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>警察大学校                             <ul style="list-style-type: none"> <li>サイバー警察教養部</li> <li>サイバーセキュリティ対策研究センター</li> <li>警察情報通信学校情報技術解析教養部</li> </ul> </li> </ul>   | 部長、所長、教授、助教授、主任助手        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>関東管区警察局サイバー特別捜査部</li> </ul>  | 部長、課長、管理官、課長補佐、係長        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>管区・府県情報通信部情報技術解析課</li> </ul>   | 課長、調査官、管理官、専門官、係長        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県警察サイバー部門の各部課</li> </ul>  | 部長、課長、次席、調査官、課長補佐、係長     |

## ② 警察庁デジタル人材のキャリアパス像

### ○ キャリアパス（一般職を想定）

採用

|      | 本庁係員・主任クラス<br>(3年目頃～)             | 本庁係長クラス<br>(10年目頃～) | 本庁課長補佐クラス<br>(16年目頃～) | 管理職<br>(33年目頃) |
|------|-----------------------------------|---------------------|-----------------------|----------------|
| 研修   | ・ 警察情報通信学校、警察大学校、管区警察学校等への入校      |                     |                       | -              |
| 所属部署 | ・ 管区・府県情報通信部<br>機動通信課<br>通信施設課等   |                     |                       |                |
|      | ・ 警察庁長官官房技術企画課                    |                     |                       |                |
| 出向等  | ・ 警察情報通信学校<br>情報管理教養部<br>通信技術教養部等 |                     |                       |                |
|      | ・ 都道府県警察情報管理担当課、デジタル庁等他省庁         |                     |                       |                |

### ○ キャリアパスに含めることが想定される部署と役職（総合職・一般職を想定）

| ①情報システムについて経験することが想定される課室と役職                      |                       |
|---|-----------------------|
| ・ 警察庁長官官房<br>技術企画課<br>※情報システムを所管                  | 課長、理事官、課長補佐、係長        |
| ・ 警察情報通信学校<br>情報管理教養部<br>通信技術教養部                  | 部長、教授、助教授、主任助手        |
| ・ 都道府県警察情報管理担当課                                   | 課長、次席、管理官、課長補佐、係長     |
| ②情報セキュリティについて経験することが想定される課室と役職                    |                       |
| ・ 警察庁長官官房<br>技術企画課（情報セキュリティ室を含む。）<br>※情報セキュリティを所管 | 課長、室長、監査官、理事官、課長補佐、係長 |
| ・ 警察情報通信学校情報管理教養部                                 | 部長、教授、助教授、主任助手        |
| ・ 管区情報通信部情報技術解析課                                  | 課長、調査官、管理官、専門官、係長     |
| ・ 都道府県警察情報管理担当課                                   | 課長、次席、管理官、課長補佐、係長     |
| ③事案対処、保安、事故対応、危機管理、安全保障等について経験することが想定される課室と役職     |                       |
| ・ 警察庁長官官房<br>技術企画課<br>※情報システム及び情報セキュリティを所管        | 課長、室長、監査官、理事官、課長補佐、係長 |
| ・ 都道府県警察情報管理担当課                                   | 課長、次席、管理官、課長補佐、係長     |

## 5 幹部職員を含む一般職員のリテラシー向上

### (1) サイバー空間の脅威への対処能力の向上

サイバー空間はあらゆる犯罪に悪用され得るところ、警察において深刻化するサイバー空間の脅威に的確に対処するためには、全ての技術系職員の対処能力の向上を図ることが不可欠であるとの認識の下、サイバー対処能力を習得するための体系的な教養・研修を推進している。

また、全ての警察職員を対象として実施するサイバー対処に関する能力についての検定を受検させ、その能力の確認を行うとともに、サイバー空間の脅威への対処に関する知識及び技能の向上を図っている。

### (2) IT・セキュリティ等に関するリテラシー向上

情報システムの活用による警察業務の更なる合理化・高度化に当たり、全ての警察職員に求められる情報システムの適正な取扱い及び効果的な活用に関するIT・セキュリティ等のリテラシー向上に向け、警察大学校（警察情報通信学校を含む。）、管区警察学校、都道府県警察学校等において、採用時、昇任時、各部門任用時等に研修を実施する。

また、平成5年度から継続して実施している警察職員向けの情報処理能力検定を活用することにより、情報システムの操作に関する知識・技能や警察における情報セキュリティポリシーをはじめとした情報処理に係る法令・規程に関する知識を習得させ、全ての警察職員のリテラシー向上を図るほか、上級の区分においてシステムの設計・開発・監査等に係る知識・技能を有する人材の拡大を図る。

さらに、情報システムの取扱い等に関する分かりやすい執務参考資料を作成し、職員へ配布するとともに、必要に応じて参照できるよう組織内のポータルサイトに掲載するなど、全ての警察職員の情報セキュリティ意識の醸成等を図る。